

「FukushimaDelicious 発信事業委託業務」 公募型企画プロポーザル実施要領

1 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故後、55の国と地域で実施された福島県産食品に対する規制措置は、令和4年6月に英国（北アイルランドを除く）が、令和4年7月にインドネシアがこれを撤廃し、その数は12までに減少するなど、福島県産食品を本格的に海外に輸出できる環境が徐々に回復している。

そのような中、昨年夏に開催されたオリンピック・パラリンピック東京大会において、米国女子ソフトボールチームの監督の発言を機に、「#福島の桃デリシャス」とタグ付けされた情報が広く拡散されたことは、このような輸出の回復と軌を一にし、世界中の人々が福島県産食品の魅力を再評価する契機となった。

そこで、本事業においては、未だ輸入規制の措置を継続しているEU、香港に対し福島の和牛肉を題材に、食材の魅力を最大限に訴求する動画を制作・公開するとともに、「#福島の和牛デリシャス」に相当するタグを付した投稿として拡散を図ることで、輸出商材としての食材のPRやインバウンド需要の喚起を行うことを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

FukushimaDelicious 発信事業

(2) 事業及び委託業務の内容

別紙「FukushimaDelicious 発信事業委託業務仕様書（案）」のとおり

(3) 事業の実施期間

契約締結日から令和5年3月31日までの期間

(4) 委託費の上限

11,000,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 主なスケジュール

日 程	項 目
令和4年10月28日（金）	公募開始 ^{※1}
令和4年11月 2日（水）15時まで	質問書の提出期限
令和4年11月 7日（月）	質問回答
令和4年11月11日（金）15時まで	参加申込書の提出期限
令和4年11月18日（金）17時まで	提案書の提出期限
令和4年11月22日（火）	一次審査の結果通知 ^{※2}
令和4年11月25日（金）	プロポーザル審査
令和4年11月28日（月）	審査結果の通知
令和4年11月29日（火）以降	契約締結

※1 公示は、10月28日（金）から11月18日（金）まで行います。

※2 参加者が一定数以下の場合、一次審査を実施しない場合があります。

4 プロポーザルに係る事項

参加資格の有無については参加申込書を基に確認を行い、その結果を「参加資格確認通知書（第3号様式）」により令和4年11月16日（水）までに通知する。

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員である者。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 実施要領等の入手方法

福島県農林企画課（以下、「農林企画課」という。）のホームページからダウンロードして入手してください。

なお、農林企画課の窓口又は郵送等での配付は行いません。

6 質問等の受付

- (1) 受付期間
令和4年10月28日（金）から令和4年11月2日（水）15時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（第1号様式）により、「12 問合せ先及び提出先」へ電子メールにより提出してください。（※電話による質問は受け付けません。）

なお、件名は「FukushimaDelicious 発信事業委託業務に関する質問書」とし、事前に送付する旨を電話にてお知らせください。

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、農林企画課のホームページに掲載します。

なお、質問に対する回答については令和4年11月7日（月）までに行います。

7 参加申込書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「FukushimaDelicious 発信事業委託業務公募型プロポーザル方式参加申込書」（第2号様式）を下記期限までに提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和4年11月11日（金）15時まで（必着）

(2) 提出先

「12 問合せ先及び提出先」のとおり

(3) 提出方法

電子メールにより提出してください。（※電話による参加申込は受け付けません。）

8 企画書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 参加申込書の提出」を行った上で、企画提案書等を下記期限までに「12 問合せ先及び提出先」へ提出してください。

(1) 提出期限

令和4年11月18日（金）17時まで（必着）

(2) 提出先

「12 問合せ先及び提出先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（土日祝日を除く）の8時45分から17時までとします。

※郵送による提出の場合は、提出期限内必着で送付してください。

(4) 企画提案書等

ア 企画提案書及び工程表（表紙を除き10ページ以内。様式任意。日本産業規格A4）

イ 事業経費積算書（様式任意。日本工業規格A4）

ウ 会社概要書（第4号様式）

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が企画提案した場合
- キ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ク その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。

(3) 辞 退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となります。

10 一次審査に関する事項

(1) 実施条件

参加者が一定数以上の場合、プロポーザル審査の対象とする者を決定するための書面審査を行います。

(2) 結果通知日

令和4年11月22日（火）

(3) 通知方法等

審査の結果は、全員に通知します。

11 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

- ・日時 令和4年11月25日（金）（予定）

・場所 別途お知らせします。

※時間等詳細については、後日連絡します。

イ 所要時間

・15分間の説明と10分以内の質疑を実施します。

ウ 審査方法

・審査項目毎に審査基準、得点及びウェイトを付し、合計点により審査します。

・審査項目毎の得点は以下のとおりとします。

得点	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

エ 審査基準、ウェイト及び配点

審査項目		評価基準	ウェイト	配点
業務 遂行 能力 等	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	X 2	1 0
	スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	X 2	1 0
	業務実績	・本業務と類似の受注実績があるか、又は、情報発信等に関して特筆すべき業務成果はあるか。	X 1	5
企画 提案 内容	実施方針 (業務理解)	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。	X 2	1 0
	企画提案 (企画性①)	・企画提案は、本事業の目的を達成するのに十分な内容を有するか。	X 3	1 5
	(企画性②)	・制作する動画は、食材の魅力を十分に訴求し、視聴して楽しく、且つ、共有、拡散を動機づける新鮮な内容を有しているか。	X 3	1 5
	(企画性③)	・制作する動画は、インバウンドの需要を喚起する内容を有しているか。	X 3	1 5
	(企画性④)	・制作した動画の再生回数を最大化するための適切な広告実施案が盛り込まれているか。	X 3	1 5
	業務経費	・業務経費は適正であるか。	X 1	5
合計				1 0 0

オ 業務委託予定者の選定

- ・各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに提案を順位付けし、その平均順位が最も上位の提案を選定します。なお、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点の平均が60点以上であることを条件とします。

(3) 通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおり
に反映されない場合もあります。

なお、業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合、又は業務委託予定者が
契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議します。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定します。
なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

ウ その他

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的
でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約
の解除、違約金の請求の対象とすることができるものとします。

12 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 福島県農林企画課（担当：阿部）

電話：024-521-8027 E-mail:kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp